

# 伊 勢 市 公 報

第 206 号  
平成 26 年 6 月 5 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
認可地縁団体の告示事項の変更について	18
認可地縁団体の告示事項の変更について	19
<b>上下水道事業告示</b>	
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	20
<b>公 告</b>	
市営住宅入居者の公募について	21
特定公共賃貸住宅入居者の公募について	26
農用地利用集積計画について	29
<b>上下水道事業公告</b>	
公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	30
<b>公 表</b>	
平成 25 年度定期監査等結果に対する措置状況について	31
伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	41
伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	44

住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 18 号

### 住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則

住宅用家屋証明事務施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 4 号ア中「1 級建築士」を「一級建築士」に、「2 級建築士」を「二級建築士」に改め、同号ウ(イ)中「掲げる損害」を「定める損害」に改め、同号ウ(イ)a 中「宅地建物取引業者をいう。以下同じ」を「宅地建物取引業者をいう。以下この号において同じ」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項に規定する特定の増築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受け  
るために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法（昭和 27  
年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者から証  
明の申請を受けた建築士（建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により  
登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請  
に係る住宅用の家屋が同法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物である  
ときは一級建築士に、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物で  
あるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。））、建築  
基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関、住宅の品  
質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能  
評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施  
行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の  
修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは  
模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に  
規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは  
模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 7 号

に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用）（様式第3号）。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用）に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保契約（次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。）が締結されていることを証する書類

ア 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の規定に基づき、保険法人が引受けを行うものであること。

イ 建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の給水管若しくは配水管に隠れた瑕疵（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に隠れた瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある居住の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が負うこととされている民法第570条において準用する同法第566条第1項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害を填補するものであること。

第3条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号中「（イ） 第42条第1項（建築後使用されたことのある

「(イ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)」を  
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等  
 された家屋で宅地建物取引業者から取得したも  
 (b) (a)以外

)  
 が  
 の

「

に、	区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集
----	-----------	---------------------

」

合住宅	を	区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2)
		工事費用の総額 ( (イ) (a)の場合に記入 )	
		売買価格 ( (イ) (a)の場合に記入 )	

低層集合住宅
円
円

に、「申請書記載要領」を「備考」に、「(f)のうち

該当するものを 印で囲むこと」を「(f)のうち該当するものを 印で囲み、(イ)を 印で囲んだ場合は、更に(a)又は(b)のうち該当するものを 印で囲むこと」に、「(b)、(d)又は」を「(ア)(b)、(d)又は」に、「(a)、(c)」を「(ア)(a)、(c)」に、「(ア)(b)」を「上記(ア)(b)」に、  
 「7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する

場合に、(1)は(2)のうち該当するものを 印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を 印で囲むこと。

「7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを 印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を 印で囲むこと。

8 「工事費用の総額」の欄は、(イ)(a)を 印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

9 「売買価格」の欄は、(イ)(a)を 印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

に改める。

様式第2号中

「 家屋調査日 平成 年 月 日 」

を 「 家屋調査日 年 月 日 」 に、 「 証明 」

年月日 平成 年 月 日 を 「 証明年月日 」

年 月 日 に改め、同様式備考4中「租税特別

措置法施行令」の次に「（以下「施行令」という。）」を加え、同様式備考5から備考8までの規定中「租税特別措置法施行令」を「施行令」に改める。

様式第3号中「（イ） 第42条第1項（建築後使用されたことのある  
「（イ） 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの  
もの）」を  
（a） 第42条の2の2に規定する特定の増改築等  
された家屋で宅地建物取引業者から取得したも  
（b） （a）以外

） 「  
が  
の に、  
取得の原因（移転登記の  
場合に記入すること。）  
を  
」

「  
取得の原因（移転登記の場合） (1) 売買 (2) 競落  
に改め、  
」

同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

増改築等工事証明書

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用)

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替				
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替				
第3号工事	次のいずれか1室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下				
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準				
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
第6号工事 (省エネ改修工事)	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域
第7号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替				



## 2 実施した工事の内容

--

## 3 実施した工事の費用の額

### (1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

### (2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

### (3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

第4号工事に要した費用の額	円
第5号工事に要した費用の額	円
第6号工事に要した費用の額	円
第7号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称				印
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号			
		登録を受けた地方整備局等名			

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

## 備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「1 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
  - (1)以下により第1号工事から第7号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
    - 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
    - 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
      - ア 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
      - イ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
      - ウ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
      - エ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
    - 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
    - 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
    - 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
    - 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第4に掲げる地域区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には建築主等の判断の基準別表第4に掲げる地域区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
    - 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第7号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を で囲むものとする。
- 4 「2 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、

同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

5 「3 実施した工事の費用の額」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「(1) 特定の増改築等に要した費用の総額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第1号工事～第7号工事に要した費用の総額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(2) 「(2) 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第1号工事～第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第42条の2の2第2項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

(3) 「(3) 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額」に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

「第4号工事に要した費用の額」の欄には、第4号工事に該当する工事の合計額を記載するものとする。

「第5号工事に要した費用の額」の欄には、第5号工事の1～8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「第6号工事に要した費用の額」の欄には、第6号工事の1～4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「第7号工事に要した費用の額」の欄には、第7号工事の1～3のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

6 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規

定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、又は同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 21 第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

ア 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替で

あることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

ア 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

イ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

#### (4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

ア 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及

び住所)を記載するものとする。

イ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、馬瀬町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 浦 野 卓 久

伊勢市馬瀬町 528 番地 10

変更後 上 坪 久 仁 夫

伊勢市馬瀬町 1156 番地 6

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮後町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

平成 26 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 石 原 貞 夫

伊勢市宮後 2 丁目 20 番 20 号

変更後 榎 井 正 文

伊勢市宮後 3 丁目 2 番 24 号

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 26 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
335	花井水工	鳥羽市浦村町 251 番地	平成 26 年 5 月 15 日

## 伊勢市公告第37号

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）第4条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成26年5月21日

伊勢市長 鈴木 健一

### 1 申込期間

平成26年6月3日（火）から6月16日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（月曜日は、午前8時30分から午後7時まで）

### 2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上2丁目8番23号

### 3 募集住宅及び戸数

#### (1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 1 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 3
中村団地	中村町桜が丘 177番地1	P C 4階建	4階	3DK	1	×	10,700円～ 21,100円
倭B団地	倭町40番地	P C 4階建	1階	3DK	1	×	14,500円～ 28,400円
一之木 第2団地	一之木4丁目 2番33号	P C 3階建	2階	3DK	1	×	16,800円～ 33,000円

宮中横団地	浦口4丁目 32番36号	R C 3階建	3階	3DK	1	×	23,300円～ 45,700円
高倉団地	二俣2丁目 5番28号	R C 3階建	3階	3DK	1	×	21,100円～ 41,400円
竹ヶ鼻第 2団地	神社港470番 地5	P C 2階建	1・2階 2	3K	1		17,000円～ 32,900円
大湊団地	大湊町 362番地1	P C 3階建	2階	3K	1		9,900円～ 19,400円
旭団地	旭町49番地1	R C 4階建	1階	2DK	1		17,100円～ 33,600円
朝熊 第2団地	朝熊町 2602番地39	P C 平屋建	1階	3K	1		8,000円～ 15,700円
西豊浜団 地	西豊浜町 5437番地	P C 2階建	1・2階 2	2DK	1		12,400円～ 23,700円
栗野団地	栗野町 2045番地	P C 平屋建	1階	2DK	1		4,100円～ 8,000円
五十鈴川 団地	二見町西 185番地48	P C 2階建	1・2階 2	3DK	1	×	17,700円～ 32,100円

## (2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 3
川`-サイト` せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C 6階建	3階	2DK	1		20,500円～ 40,300円

- 1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造
- 2 部屋は2階構造となっています。
- 3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

## 4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）

でないこと。

- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を  
控除した後、12箇月で除した額

- (6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）

- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- (ク) 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）
- (カ) DV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの）

#### イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60歳以上の単身世帯、いずれか一者が60歳以上の夫婦のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族からなる世帯  
夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

#### 5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。



## 6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成26年7月12日(土) 午後1時30分から

(2) 場 所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

## 7 入居時期

平成 26 年 8 月 1 日以降

## 8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体(伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596・5597

## 伊勢市公告第 38 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 164 号)第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 26 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 申込期間

申込期間は、毎月 1 日(1 月は 4 日から)から月末(12 月は 26 日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで)とします。

月末時点で申込者数が募集戸数に達した場合又は選考の結果、入居者数が募集戸数に達した場合は申込受付を終了します。

### 2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体(伊勢市営住宅等管理事務所)

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

### 3 募集住宅及び戸数

団地名	所在地	構造 1 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	63,000 円
			2 階	3 D K	1	×	63,000 円
			3 階	3 D K	1	×	63,000 円

1 R C : 鉄筋コンクリート造

### 4 申込資格

- (1) 自らが居住するため住宅を必要とする者
- (2) 現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

親族・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

内縁関係者・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者

婚約者・・・・・・・・契約日までに、入籍ができる者

- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。

収入基準（月額）・・・・・・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

## 5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

## 6 入居者の選考方法

当該月の申込受付が終了した時点で、申込者数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。

また、抽選会場及び日時については、その都度連絡します。

## 7 入居時期

入居決定のあった日の翌月1日から

## 8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596・5597

伊勢市公告第 39 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第 2 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)第 3 条第 1 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 26 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称  
小俣第 3 負担区
- 2 負担区の区域  
小俣町明野、小俣町湯田の各一部
- 3 負担区の地積  
17.4ha

伊勢市監査委員公表第3号

平成25年度定期監査等結果(前期)(意見)に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年 5月29日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	浦野	卓久
伊勢市監査委員	吉岡	勝裕

## 定期監査等結果（前期）に対する措置状況

### 定期監査

#### 【検査室】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措 置 状 況
検 査 室	<p>（１）契約後の設計変更については、施工状況により必要と認められる場合も多々あるものの、請負業者に負担をかける場合もあるため、研修等を充実させ適切な指示ができるように職員のスキルアップに努められたい。</p> <p>（２）年度末工期の工事検査が集中していることから、年間発注の平準化について関係部署と検討をされるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>設計変更の削減については、検査室としても取り組んでいるところであり、平成 25 年度についても検査室研修会を開催し、担当職員への指導育成に努めました。また、当初設計や設計変更時に設計内容の審査を行い、指導、助言に努めています。</p> <p>今後についても、研修会等を通じ担当職員への指導育成に努めたいと考えています。</p> <p>「実施中」</p> <p>建設技術検討委員会等の会議で、各所属長へ所属職員への周知、指導を依頼しましたが、今後についても関係部署への指導に努めたいと考えています。</p>

#### 【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措 置 状 況
総 務 課	<p>（１）各部局における起案文書において、鉛筆書き、受付印漏れ、決裁印漏れ、発送（施行）日漏れ、訂正の押印漏れなど基本的なミスが見受けられる。文書の取扱いについては、研修会を実施されたが徹底が不十分と思われるので、再度、文書管理規程等に基づき、適正な文書管理を行うよう各部局への指導を徹底されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>文書事務について、「伊勢市文書管理規程」に基づく事務処理の根拠を確認し、適正に処理するよう、各部局の所属長へ通知を行い、徹底するよう取り組んでいます。</p>
職 員 課	<p>（１）定員管理計画に基づき、職員数は計画的に削減されているところであるが、人事異動後の年度初めに事務処理の誤りが目立ち、急激な</p>	<p>「実施中」</p> <p>定員管理計画の実施期間の終了に伴い、さまざまな角度からの検証を行い、また各所属からの聞き取り等から業務量を把握</p>



	<p>職員数減少の影響も原因のひとつと考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、適正な対応を望むものである。</p> <p>(2)若年層職員のメンタルヘルス不調を訴える職員が増えてきており、組織にとっては好ましい傾向ではない。臨床心理士による「こころの健康相談窓口」の開設措置をとられたが、平成21年度開設以来、年々相談件数、相談延人数が増えている状況である。メンタルヘルス患者を減少させていくための事業の充実を検討されるよう望むものである。</p>	<p>し、適正な職員配置に努めていきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>メンタルヘルス患者の減少は、組織全体での取組みが重要であり、特に「予防」「早期発見」での措置が長期化防止に不可欠であることから、これらに関する研修を実施しているところです。中でも管理・監督者は患者の復帰に大きく影響してくることから正しい知識や予防方法の習得を図っています。また、平成26年度から「長時間勤務者に対する産業医による面接指導制度」を実施することとしており、今後もメンタルヘルス対策について産業医及び臨床心理士等の意見を踏まえ事業の充実に取り組みたいと考えております。</p>
管財契約課	<p>(1) 昨年度の不用品売却において、約746万円の収入実績があり財源の確保が図られた。今後とも不要となった公有財産を調査し、更に財源の確保に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成25年9月26日付けで、各課に官公庁オークションによる公有財産売却の手続き等について通知をしました。</p> <p>平成25年度は、4課から車両、船舶、事務用品等を出品(売却)する予定です。</p>
危機管理課	<p>(1) 本年2月に改定された地域防災計画では、県の被害想定に沿って最低3日分の備蓄目標数量を定め、市の備蓄目標は食料で72,300食、飲料水で72,300リットル等となっている。しかし、本年5月、国は南海トラフ巨大地震対策の最終報告を出し、本年度中に対策大綱を策定する予定である。</p> <p>これにより今後の被害想定も変動することが考えられることから、自助共助も考慮した備蓄目標の再検討とその保管場所の確保、点検等の対策を進められたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>現在の被害想定では、8,011人の避難者が想定され、その3日分の備蓄を目標として達成していました。</p> <p>しかし、平成26年3月18日に公表となった三重県被害想定調査の結果によると、過去最大クラスの南海トラフ地震による避難者数は発災1日後で73,000人、理論上最大クラスのものによる避難者数は発災1日後で106,000人となっており、また、内閣府は1週間分の備蓄を推奨しています。</p> <p>そのため従来の備蓄目標では十分な備蓄であるとはいえませんので、自助・共助の観点も交えながら備蓄の増強を検討し</p>

		ます。
課 税 課	(1) 電子申告については、関係機関との連携の下、県下でもトップレベルで利用率が高く、業務の効果を上げていることは評価するものである。今後更に利用率の向上を図る方策の検討に努められたい。	「実施中」 電子申告システム・国税連絡システムにより適正かつ迅速な課税処理が行えるように、電子申告に関する広報いせ及び伊勢市ホームページへの掲載を行うことや、税務署と協調して利用の促進を図るなど、利用率の向上に取り組んでいます。
収 税 課	(1) 市税収納状況については、滞納処分の強化、三重県個人住民税特別滞納整理班への職員派遣などにより、収納率が昨年度同月比 1.6 ポイントの増加となり、職員一同が収入未済額の縮減に努められたことを評価するものである。今後とも債権回収対策室等と連携し、滞納処分の強化を図り、職員の滞納処分等に関する専門的知識の向上に努めるとともに、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理を積極的に進められたい。	「実施中」 引き続き、各関係機関と連携し、収納率の向上、滞納処分の強化を図るとともに職員の専門的知識の向上に努めていきます。 また税収の確保と税負担の公正を期すため、納期内納付を推進するとともに、より一層の収納率の向上及び収入未済額の縮減に努めていきます。
債権回収対策室	(1) 公債権の収入未済額については、負担の公平性の観点からも収納率向上に向けて当該課と連携し、換価性の高い債権の差押えの強化や、効果的な債権回収方法について職員の専門的知識の向上に努められ、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理を積極的に進められたい。	「実施中」 各公課所管課と密に連携を図り、滞納者の実情を情報収集すると共に、財産調査を実施し、資力状況等を把握した上で滞納整理を行っています。また、より効率的・効果的な滞納整理の方法を研究し、日々の業務に取り組んでおります

### 【情報戦略局】

所管課等	監査結果(前期)(意見)	措置状況
秘書課	(1) 後援名義使用許可において、書類の未提出や不備が見受けられたため、未提出団体への指導を望むものである。	「実施中」 定期的に確認をし、必要書類が未提出の団体に対して提出を促します。
情報調査室	(1) 公共施設マネジメント白書が発行され、「広報いせ」に掲載され	「実施中」 公共施設の在り方については基本方針

	<p>るなど市民への周知に取り組みられているが、今後の公共施設の必要性、施設の在り方についての方向性を具体的に検討されることを望むものである。</p>	<p>を策定し、施設の総量をどうしていくのかなど、全体的な方向性を示していきたいと考えています。</p> <p>現在は方針の基礎となる公共施設マネジメントの基本的な考え方を作成し庁内で協議を行っているところです。</p> <p>個々の施設の方向性については、合意形成に関して難しい問題であるため、市民の意見収集や講演会の開催など、意識啓発の取り組みを継続して行い、丁寧に取り組んでいきたいと考えています。</p>
広報広聴課	<p>(1)「広報いせ」の広告収入において、承諾書の未回収が数件ある。事業所も厳しい経営状況の中からの出費であることから、事業協力への謝意を伝える機会として、事業所を訪問し、承諾書を回収することを望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>「広報いせ」広告の承諾書については、これまでも未回収の事業所を訪問して回収することがありましたが、今回は、電話連絡によりすぐに対応していただきました。今後も引き続き、機会を見て訪問するようにします。</p> <p>また、新年度の広告募集を開始する際、前年度の広告掲載事業者に案内文を送付していますが、年間を通じて定期的に広告を掲載していただいた事業所に対しては訪問し、一年間の謝意を伝えるとともに引き続きの掲載を依頼したいと考えます。</p>

【環境生活部】

所管課等	監査結果(前期)(意見)	措置状況
戸籍住民課	<p>(1)自動交付機については交付件数も昨年度より増加しており、市民の利便性の向上とともに人件費削減効果も期待できることから、最大限活用されることを望むものである。また、その基となる市民カードについては、「広報いせ」にて周知されているが、更に積極的なPR方法を考案し、より一層の普及に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>旧手帳(印鑑登録用)から市民カードへの切り替えを積極的に実施しています。</p> <p>また、市民の目につくようにホームページ内を修正しています。</p> <p>今後も積極的な方法を考案し、より一層の普及に努めていきます。</p>
人権政策課	<p>(1)市有財産売却及び財産貸付収入にかかる収入未済額の解消に</p>	<p>「実施中」</p> <p>訪問徴収を継続実施中です。</p>

	<p>向けて、引き続き一層の効果的な滞納整理業務に努め、滞納額の解消に取り組まれることを望むものである。</p>	<p>また、本年度より出納印を増設するとともに、現金取扱を管理係長1名から課職員全員に拡張するよう、会計課に規則改正を依頼中です。</p> <p>今後具体的な徴収計画をたて、複数班で対応する予定です。</p> <p>なお、対応が困難な案件については、弁護士への法律相談を行うことも視野に入れています。</p>
環境課	<p>(1)市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については、努力されているところであるが、効果的な滞納整理業務に努め、滞納額の解消に取り組まれるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>滞納者への督促状・催告書の送付、電話での催促及び訪問徴収を行っています。</p> <p>また、納入通知書が返送された滞納者に対しては、住民基本台帳の情報により転居先を調査しています。</p>

#### 【健康福祉部】

所管課等	監査結果(前期)(意見)	措置状況
健康課	<p>(1)がん検診事業が昨年度同月期に比べ減少しているため、検診体制の充実を図るなど受診率向上に向けてより一層の努力を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成26年度のがん検診において、個別検診の肺がん検診の対象年齢拡大(40歳~74歳 40歳~79歳)や集団検診の会場に託児を設け子育て世代の受診を促すなどし、少しでも受診をしやすい環境を整え実施をしていきます。</p> <p>また、個別検診期間中に検診機関窓口や街頭等で更なる受診勧奨のための啓発を行います。</p>
医療保険課	<p>(1)国民健康保険料については、昨今の厳しい経済状況から納付実績は一段と厳しい状況であるが、債権回収対策室のみならず同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化の取り組みなどの業務改善に努められている。今後更に効果的な回収策を職員間の共通認識として検討を重ね、回収率の向上に努力を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>国民健康保険料については、債権回収対策室のみならず、徴収一元化による関係部署との一層の連携を図り、収納率向上に向け業務の改善を進めています。</p> <p>また、債権管理・徴収の基本指針(案)に基づき、これまで実施できなかった滞納処分についても執行手続きを進めます。</p>
介護保険課	<p>(1)介護保険料の収入未済額の回</p>	<p>「実施中」</p>

	<p>収については、文書催告、訪問徴収等により鋭意努力をされているが、加入者負担の公平の観点から、更に収納率の向上を図るため、職員一丸となつての強化策の再検討を願うものである。</p>	<p>加入者負担の公平の観点から、訪問徴収・文書催告など、関係課との連携を図り、今後も徴収体制を強化いたします。また、制度に対しての理解促進を図り、より一層の保険料収入の確保に努めます。</p>
生活支援課	<p>(1) 高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われており、本市においても例外ではない。生活保護受給者の自立・就労支援については、関係機関とも連携を図りながら就労指導等を積極的に推進されることを望むものである。</p>	<p>「実施中」 本市における生活保護世帯の状況は、平成25年度末現在において995世帯1,274人であり、24年度に比較して14世帯27人の微減となりましたが、顕著な増加を示し始めた21年度以来の高い保護率を推移している状況に大きな変化がございません。受給者世帯の類型を見ると、「その他世帯」(就労阻害要因のない稼働年齢層)の増加傾向が著しく、25年度には100世帯を超えております。これに対してハローワークとの連携等による「生活保護受給者等就労支援事業」を25年度にも実施しており、81人を支援、58人就労の実績に達し、内7人が就労により生活保護から脱却しました。今後もさらなる事業推進に取り組みます。</p>
こども課	<p>(1) 保育料の収入未済額については、滞納理由を十分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、児童手当からの充当同意の催促などの未収金対策の強化を更に図り、未収金の削減に努力されたい。</p>	<p>「実施中」 保育料の滞納については、納付催促の中で滞納理由を聴取し、分納等の相談に応じるところですが、児童手当からの充当も一つの分納手段として同意の催促に努めます。また、債権回収対策室と連携して保有財産等を把握し、悪質な滞納者に対しては差押等の法的処分を行い、一層の未収金回収に努めます。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果(前期)(意見)	措置状況
商工労政課	<p>(1) 消費生活センターにおいて、市民からの消費生活トラブル相談の対応や、高齢者対象の出前講座などを行っているが、今後も、消費生</p>	<p>「措置済み」 日々の相談においては、相談者に対して迅速かつ的確に助言できるよう相談員の質の向上に努めていきます。</p>

	<p>活トラブルの発生・拡大を防止し、振込め詐欺や新たな手口の詐欺等の犯罪防止のため、関係団体とより密接な連携を取りながら更なる啓発に努められたい。</p>	<p>長寿課、地域包括センターと連携し、高齢者を対象とした出前講座を実施しておりますが、小さい頃からお金に関する正しい知識を身につけてもらうため、小学生を対象とした出前講座を実施し、今年度からは小学校での取組に賛同いただいた司法書士の有志の方に中学生向けの講座も実施していただいております。</p> <p>消費生活トラブルを未然に防止するため、今後も講座内容の充実にも努め、警察、危機管理課とも連携を密にし、啓発に努めていきます。</p>
農林水産課	<p>(1)指定管理者からの報告書が期限内に提出されていないため、期限内に提出するよう指導を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>報告書を期限内に提出するよう指定管理者に指導しました。引き続き指導に努めます。</p>
観光企画課	<p>(1)地震などの災害時における観光客への安全対策として、一部地域において災害避難マニュアルを作成されたところであるが、他地域についても地元の方々と協議を重ねて、地域の特性に応じた災害非難マニュアルの作成を望むものである。</p> <p>(2) 今回の遷宮誘客活動対策で培われた企画経験、知己を得た人脈などを活かし、伊勢ならではの「おもてなしの心」を基調に、国内外からの観光客が訪れる諸施策事業の展開を図ることが求められる。遷宮後の様々な角度からマーケティング調査が必要と考えられ、その調査に基づいたポスト遷宮の観光振興の構築を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>多くの観光客が訪れている地域について、地域ごとの特性に応じ、観光客の災害避難マニュアルの作成を推進しています。現時点では、すでにマニュアルが完成している地域、現在検討中の地域があります。</p> <p>「検討中」</p> <p>各種調査を実施し、平成 25 年度末に観光振興基本計画を策定する予定です。</p> <p>調査結果から浮き彫りになった課題に基づき、「おもてなし」などの施策事業について平成 26 年度当初予算に盛り込むよう検討中です。</p>
観光事業課	<p>(1)伊勢市駅手荷物預かり所については、2階に休憩室、授乳室、トイレ等も設けられていることから、乳幼児連れの観光客などの休憩の場として多いに活用されるよう望</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在、施設内には、既存設備のほかのパンフレットやキャラクターのスタンプ等を設置することにより、多くの観光客の皆さまにご利用いただいております。また、2</p>

	むものである。	階への案内看板を設けたことで、さらに利用者が増加しました。今後も引き続き観光客のニーズに対応した、情報の発信及び滞在拠点となるように努めたいと思います。
--	---------	--

### 【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措置状況
市立伊勢総合病院	（１）診療費の未収金については、クレジットカードでの料金決裁、支払督促を申し立てるなど未収金発生の防止及び回収に努力されているところであるが、未収金額は昨年度より増加しており、公平性の観点からも一層の回収に取り組まれるよう望むものである。	「実施中」 従来からの未収金対策に加え、平成 26 年 4 月から当院の救急当番日すべての時間において、会計計算を可能とする体制を整え、対策を強化しました。 また、今年度は債権回収業務委託について課題の整理、問題の解決を行った上で、導入を図ります。

### 随時監査（工事監査）

### 【上下水道部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
下水道事業	（１）この種の下水道施設整備事業は、地元の方々には見えにくい事業であり事業概要を現場周辺で掲示するなど積極的に広報をすることも検討していただきたい。  （２）第三者の照査を容易にするように、設計内訳書、設計図書、数量集計表など分かり易い資料の作成に留意されたい。  （３）基礎部分など工事完了後には地中に埋まり確認できなくなる工種については、特記仕様で確認方法を明記するなど配慮されたい。  （４）現場内は、建設資材や建設機器などが数多く置かれていること	「検討中」 ポンプ場供用前には地元住民を対象とした内覧会の開催を予定しています。また、工事案内についても積極的な広報を検討していきます。  「措置済み」 課内で新土木工事積算大系に準じた工種の体系化や用語の統一を実施しました。  「措置済み」 不可視部分については、共通仕様書に示された段階確認を徹底するとともに、検査員の中間確認を随時実施していきます。  「措置済み」 更なる整理整頓を心掛けるよう請負者

<p>が多い。局所豪雨、地震や風水害など突発的事象の発生も予見されることから常に整理整頓に配慮されたい。</p> <p>(5)本事業工期も残り3ヶ月余りとなっており、引き続き適正な工程管理や安全確保に務められたい。その際、日々の打ち合わせや変更指示など引き続き日報に記載するとともに下水道建設課内、上下水道部内で情報共有に務められたい。</p>	<p>に指示しました。</p> <p>「措置済み」      今後も適正な工程管理、安全管理に努めるとともに工事書類の整理を実施します。また、上下水道部内において今以上の情報共有に努めていきます。</p>
--	--



伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 26 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 25 年度における公文書公開請求件数は、81 件でした。

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	7	7	2	6	9	8	4	2	13	12	5	6	81

2 公文書公開請求者別状況

平成 25 年度における公文書公開請求者数は、47 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 25 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 63 件、教育委員会 11 件、監査委員 1 件、消防長 2 件、議会事務局 4 件でした。

（単位：件）

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	検査室	1 件	教育委員会	11 件
	総務課	1	監査委員	1
	職員課	18	消防長	2
	管財契約課	2	議会事務局	4
	危機管理課	3		
	市民交流課	3		
	戸籍住民課	2		
	人権政策課	1		
	産業支援課	1		
	農林水産課	9		
	観光事業課	2		
	監理課	1		
	都市計画課	9		
	基盤整備課	2		
	維持課	4		
	用地課	1		
	下水道建設課	3		
計（17課）	63	計	18	
合 計				81

#### 4 公文書公開請求の決定状況

##### (1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 23 件、部分公開 39 件、非公開 1 件、請求却下 20 件、取下げが 3 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区分	請求	公開	部分公開	非公開	請求却下	小計	取下げ	合計
件数	81	23	39	1	20	83	3	86

##### (2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非公開理由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報(第9条第1号)	30	0	X	30
法人等情報(第9条第2号)	13	1		14
国等との協力関係情報(第9条第3号)	1	0		1
意思形成過程情報(第9条第4号)	1	0		1
事務事業の執行情報(第9条第5号)	2	0		2
公共の安全、秩序維持情報(第9条第6号)	2	0		2
任意提供情報(第9条第7号)	1	0		1
合議制機関情報(第9条第8号)	6	0		6
法令秘情報(第9条第9号)	1	0		1
請求拒否(第12条)	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			20	20
合計	57	1	20	78

#### 5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになってはいますが、平成 25 年度の不服申立ては 1 件でした。

(単位：件)

前年度からの繰越件数	新規の申立て件数	処理件数				未処理件数	申立ての取下げ
		認容	一部認容	棄却	却下		
0	1	1	0	0	0	0	

#### 6 審査会の処理状況

平成 25 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 26 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 25 年度における実施機関からの届出件数は 12 件でした。

（単位：件）

実施機関名	件 数
市 長	8
教育委員会	1
病院事業管理者	3

### 2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 25 年度における事務の廃止の届出は 5 件でした。

（単位：件）

実施機関名	事務の廃止
市 長	4
消防長	1

### 3 実施機関別の登録

平成 25 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、508 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 （平成 26 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	398
教育委員会	56
病院事業管理者	12
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4

消防長	28
議 会	3
合 計	508

#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 25 年度における個人情報開示請求件数は 13 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	0	1	2	1	0	2	2	0	1	0	3	1	13

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	戸籍住民課	7件	消防長	1件
	医療保険課	3		
	介護保険課	1		
	障がい福祉課	1		
	計(4課)	12	計	1
合 計				13

#### 5 個人情報開示請求者別状況

平成 25 年度における個人情報開示請求者数は、12 人でした。  
その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本人	7	
代理人	未成年者	1
	成年被後見人	0
	特別の理由	4

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 4 件、一部開示 7 件、請求却下 2 件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	請求却下
件 数	13	4	7	2

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

不開示理由	一部開示	請求却下	合計	
法令秘情報(第15条第1号)	0	X	0	
評価、診断等情報(第15条第2号)	1		0	
第三者の個人情報(第15条第3号)	6		0	
国等協力関係情報(第15条第4号)	0		0	
審議、検討、調査等情報(第15条第5号)	0		0	
行政運営情報(第15条第6号)	0		0	
公共の安全、秩序維持情報(第15条第7号)	0		0	
その他の情報(第15条第8号)	0	X	0	
請求対象とならない情報	X		0	0
個人情報特定不可能			0	0
個人情報不存在		2	2	
合計	7	2	9	

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成25年度における目的外利用の届出は12件、外部提供の届出は71件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市長	12	66	78
消防長		4	4
議会		1	1
合計	12	71	83

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	9
法令等に定めがあるとき	75
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0

相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき	2
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めるとき	64
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき	2

#### 8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになってはいますが、平成 25 年度の不服申立てはありませんでした。

#### 9 審査会の処理状況

平成 25 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。